

2022 年 11 月 1 日

「感染症拡大予防のためのガイドライン」

I. 授業運営の方針

感染予防に配慮しながらできるかぎり対面授業を中心とした運営を行うこととし、受講者数の多い科目等においては教育効果を十分に考慮した上で、オンデマンド型遠隔授業を取り入れることを原則とします。

II. 授業の感染予防対策

- 1.基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対しては合理的な配慮を検討します。
- 2.学生自身による日々の健康管理を継続して促します。37.5℃以上、または平熱より1℃以上高い場合は登学の自粛を求め、医療機関での受診を推奨します。
- 3.非接触体温計を健康支援センター、学生支援センターに、またサーモグラフィーを食堂の入り口、C棟守衛室前に配備し、必要に応じて検温できる態勢を講じます。
- 4.特に講義系の科目においては、各授業の受講者数が各講義室の試験定員(教室定員の 5～7 割)に概ね収まるよう、可能な範囲で調整を行います。学生の皆さんも不要な私語は厳に慎み、感染対策に協力してください。
- 5.授業中は扉・窓等を開放するか、一定時間ごとに換気を行います。
- 6.学外でフィールドワーク等を行う場合には、学科および利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施します。また、グループで活動する場合には、可能な限り混雑する時間帯・方法を避けて移動する等、感染予防に努めます。
- 7.ゼミ合宿等、集団やグループで宿泊を伴う活動については、当面の間認めません。

III. 施設・設備(学習施設、実験施設、運動施設、食堂その他諸施設)の対応と利用制限

- 1.施設においては、施設管理業者が適宜、ドアノブ・什器等の拭き掃除等に取り組みます。また、トイレにはすべてペーパータオルを設置します。
- 2.事務室はアクリル板等で飛沫感染対策を行います。
- 3.講義室の教卓には原則としてアクリル板等、遮蔽版を設置します。
- 4.ラウンジ、食堂等での飲食時は、対面着席及び隣席への着席とならないような利用を原則とします。
- 5.複数人で共用する実験や実習の器具は、管理者および利用者において使用前、使用後に適宜消毒を行うこととします。
- 6.食堂利用の際は、入口のサーモグラフィーで利用前に必ず検温を行い、37.5℃以上の発熱が確認された場合は利用を控えてください。

IV. 課外活動の実施制限

1. 本学公認のクラブ・サークル団体が課外活動をおこなう場合は、「課外活動の段階的な再開のための基準」に沿ってそれぞれの活動の特性を踏まえた感染拡大予防策を作成し、「活動計画書兼誓約書」を学生支援センターに提出し、活動の許可を得てください。
2. 活動を認められた団体は「学内・学外活動願」「参加者名簿」を活動日の平日3日前までに提出し提出してください。さらに、活動後は翌日までに「参加者名簿」「見学者名簿」を提出してください。提出がない団体に対しては、次の活動を認めないことがあります。
3. 毎日の検温など、学生自身による日々の健康管理を求めています。発熱、倦怠感、軽度であっても咳・咽・頭痛等の体調不良者は、当該活動に参加できません。
4. 活動の内容を勘案しながら、オンライン課外活動を併用していくことも推奨します。
5. 学校支援ボランティアについては感染対策・健康管理に十分留意した上で活動してください。活動にあたっては事前にボランティアセンターへの届け出が必要です。
6. 今後活動制限レベルの見直しなどによって、課外活動を制限、禁止する場合があります。

V. 学生が行う感染予防対策(基本事項)

① 日常の留意点について

1. 基本的な感染症対策を日々実践し、自身の健康管理に留意してください。
2. 政府分科会によりまとめられた感染リスクが高まる「5つの場面(飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」を極力避ける行動を心がけてください。
3. 毎日の体温チェックと体調管理を行い、社会の一員として倫理観のある行動をとってください。

② 登学の判断について

4. 新型コロナウイルス感染症の陽性あるいは濃厚接触者と判明した場合等や、風邪のような症状がある場合は、「新型コロナウイルス感染症による登学可否のフローチャート」に基づいて判断し、登学見合わせに該当する場合には、保健所や医療機関または大学の指示に従ってください。海外から帰国後の対応については政府の水際措置(入国時の検疫措置)に従ってください。
5. 学校感染症に罹患した場合は主治医等から登学可能の判断を受けるまで登学はせず、病院または自宅で静養してください。
6. 実習系の授業については、各学科で定められた基準にしたがってください。

③ 通学中について

7. 通学中のマスク着用について、屋外で、かつ 2m 以上他者と距離が確保できて会話がない場合は、自身でマスク着用の必要性を適切に判断し、健康管理に努めてください。
8. 混雑を避けられるように時間に余裕をもって行動してください。

④大学構内において

- 9.屋内では必ずマスクを着用してください。不織布マスクを推奨します。
- 10.各棟入口や教室に消毒液を配置しますので、手指消毒をしてください。
- 11.講義室等の施設を利用するときは、扉や窓を開放してください。また、サーキュレーターの設置された部屋では常時作動させてください。窓等の常時の開放が利用用途に支障をきたす場合も適宜換気を行ってください。
- 12.エレベーターは、体の不自由な方や台車の利用に限定します。
- 13.休憩時間等も常に他者との距離を意識して行動してください。
- 14.学内において飲食をする際は黙食を心がけ、食後は速やかにマスクを着用してください。
- 15.施設利用者は大声での会話は控えるとともに、用件が済み次第速やかに退室し、滞留時間を短くするよう努めてください。
- 16.施設単位で感染拡大予防のための運用基準が設けられている場合には、本ガイドラインのほか、各運用基準に従ってそれぞれの施設を利用してください。

VI. 畿央大学の活動制限レベル指針

本学では 6 段階の活動制限レベルを設定し別に公表しています。国や奈良県等の対応方針の変更と本学の状況に鑑み適切に変更します。本ガイドラインも同様に、今後変更されることがあります。

以上